

## 荏田西四丁目自治会規約

### (名称及び事務所)

第1条 本会は荏田西四丁目自治会（以下「会」という）と称し、事務所を会長宅におく。

### (区域)

第2条 会の区域は荏田西四丁目の地域とする。

### (会員)

- 第3条 1、会の区域内に居住する世帯主、及びその家族を会員とする。  
但し、入会は強制出来ない。
- 2、区域内の法人・事務所・団体の代表者またはこれに準ずる者を協力会員とすることができる。

### (目的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員が地域活動を通じて相互の親睦と福祉を増進し、以て地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

### (事業及び組織)

- 第5条 会は前条の目的を達成するため、次の各部を置き、夫々の事業を行う。部の活動内容および人員は別途、会長が定める。
- 総務部、広報部、防災対策部、スポーツ活動部、文化活動部、  
防犯交通部、環境衛生部、福利厚生部、その他会長が必要とする部

### (役員の選任)

- 第6条 会に次の役員を置く。
- 1、会長 1名
  - 2、副会長 5名以上
  - 3、会計 2名
  - 4、会計監査 1名
  - 5、班毎に、班長 1名、副班長 若干名
  - 6、顧問 若干名

### (役員の業務)

- 第7条 1、会長は会を代表する。
- 2、副会長は各部及び対外的な業務を分担し会長を補佐する。
- 3、会計監査は会の会計を監査する。
- 4、会長、副会長及び会計就任者を除き、班長及び副班長は各部の業務を担当する他、他の事業部の活動に積極的に協力する。
- 5、顧問は自治会活動に対し助言するとともに、必要により会長特命事項を担当する。

### (役員の任期)

- 第8条 1、会の運営を円滑に継続するため、会長及び副会長の任期は2年とする。但し、会長は1年で交代して翌年は副会長となる。その他役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2、補欠により就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員解任)

第9条 役員で規約に違反し、あるいは役員体面を汚す行為があった時は、役員会の決議により解任することができる。

(班および班長)

第10条 会の区域内に班を設け、各班毎に班長及び若干名の副班長を置く。

(総会)

第11条 1、総会は年1回、会長が定期的に開催する。但し、会員の3分の1以上の要求があった時、及び規約改定など必要と会長が認めた時は、役員会に諮り適宜、会長が召集し、臨時に開催することができる。

2、総会は次の事項を審議決定する。

(1)予算、決算に関すること。

(2)規約に関すること。

(3)その他必要な事項。

3、総会の開催は、会員の2分の1以上の出席を要する。但し、止むを得ない時は、委任状を以て出席に代えることができる。

(役員会)

第12条 1、役員会は、原則として、毎月1回開催する。ただし、会の運営上必要がある時は、会長が随時に召集する

2、会議は半数以上の出席を要し、議事は過半数で決定し、可否同数の時は会長がこれを決定する。

(経費)

第13条 会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以てあたる。

(会費)

第14条 1、会費は1世帯月額200円とする。会費納入は4月、10月に半年分一括納入する。年間一括納入も可。途中入会については入会届出の翌月分よりの会費納入とし、退会については転出の翌月分よりの納入済み会費を返却する。

2、地域内の協力会員は、協力会費として年10,000円を納入する。

(会計年度)

第15条 会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする

(細則の制定および改廃)

第16条 本会施行のため、必要な細則は役員会の決議を得て定める。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃については、総会の3分の2以上の同意を必要とする。

(規約の施行)

第18条 この規約は昭和60年4月1日より施行する。

平成9年4月1日 改定                      平成26年4月1日 改定

平成16年4月1日 改定                      平成30年5月6日 改定

平成19年4月1日 改定                      令和2年5月10日 改定

平成20年3月30日 改定

## 荏田西四丁目自治会規約の細則

### I. 弔慰・見舞規定

- 第1条 この規定は、規約第16条に基づき、弔慰・見舞事務に関する細則を定めるものである。
- 第2条 会員に弔慰・見舞事が発生した時には、次の金額を贈る。
- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1)世帯主逝去の場合      | 10,000 円 |
| (2)配偶者逝去の場合      | 5,000 円  |
| (3)その他同居の家族逝去の場合 | 3,000 円  |
| (4)家屋全半焼の場合      | 10,000 円 |
- 第3条 この規定は昭和60年4月1日から施行する。  
平成19年1月14日改定

### II. 会計規定

- 第1条 この規定は、規約第16条に基づき、会計事務に関する細則を定めるものである。
- 第2条 1. 会の業務の中で特別な事業については、総会又は役員会の議を得て特別会計を設けて処理することが出来る。  
2. 特別会計として以下の内容の「防災基金の積立」を行う。  
(1)災害発生時に四丁目地域対策費として活用する。  
(2)将来、自治会館建設問題が生じた時に活用する。  
(3)その他、地域対策に必要と認められた場合に活用する。  
(4)上記事項等にて特別会計より支出を要する際には役員会、総会、又は臨時総会に準ずる手続きを得るものとする。  
(5)「防災基金の積立」は一般会計とは別に金融機関に預ける。  
(6)総会においては一般会計及び特別会計の収支報告を行う。
- 第3条 1. 会には次の簿冊を備えていなければならない。  
(1) 現金出納帳 (2) 証拠書類綴り  
2. 前項の簿冊の保存期間は3年とする。
- 第4条 役員の活動費

(1) 通信費等活動費

電話代、自家用車での交通費等の領収書の出ない経費および活動費の補助として、つぎの通信費等活動費を支給する。財源は「広報配布謝金」と「地域活動推進補助金」の一部を充当する。

会長：5,000円/年 副会長、顧問、会計：5,000円/年

班長、副班長：5,000円/年 会計監査役：2,000円/年

(2) その他の経費は第6条の収支権限に従う。

第5条 会の現金は必要最小限の物を除き、確実な金融機関に預けなければならない。

第6条 会の金銭の収支権限は次の区分による。

(1) 役員会の決定を要するもの。

一件 100,000円以上

第7条 経費の支出をしようとする時には、特別な場合を除き別に定める請求書を用いる。

第8条 前条の請求書を受領した時は、その用途を審査し、支出すべき予算項目を決定の上、支出し、原則として領収書を添付する。

なお、自宅での印刷経費など領収書の得られない役員の経費のうち少額のもの(年間1000円以下)については、明細書の提出をもって領収書に代えることができるものとする。

第9条 会の収入および支出は総べて予算編成する事を原則とする。

第10条 会計は定期および臨時の会計監査を受けた時は、総会及び役員会に報告を要す。

第11条 この規定は昭和60年4月1日より施行する

昭和63年4月1日改訂

平成16年4月1日改訂

平成19年1月14日改定

平成20年1月6日改定(注. 太字部)

平成26年4月1日改訂(注. 下線部)

令和2年8月2日改定(注. 2重下線部分)

令和2年度 荏田西四丁目自治会事業計画（活動スケジュール）

地域の連帯感を高め、全ての世代にとって快適で、住み良い町づくりを目指す。

その手段：① 各部がこの目的に沿って、それぞれの事業を企画、実行する。

- ② 荏田西地区の他の町内会・自治会、団体等と連携して事業計画を推進し、積極的に参加する。（荏田西連合自治会、荏田西地区社会福祉協議会、荏田西安全なまち会議、地域防災拠点運営委員会、ふるさとまつり実行委員会、泉田向公園愛護会、荏田西小学校、市ヶ尾中学校、地域交流広場、荏田西地区民生委員・児童委員協議会、コミュニティハウス他

- ③ 行政の計画する事業に積極的に協力する。

I. 会議等

- ① 定例役員会（毎月）、総会（5月）、各部活動検討会（随時）
- ② 荏田西連合自治会（毎月）、荏田西地区社会福祉協議会（隔月）、荏田西安全なまち会議（随時）、地域防災拠点運営委員会（随時）、ふるさとまつり実行委員会（随時）他

II. 防災対策

- ① 四丁目内防災訓練の実施
- ② 地域防災拠点防災訓練に参画
- ③ 自治会防災備品の整備、充実（随時）
- ④ 家庭防災員研修受講

III. スポーツ活動

夏休みラジオ体操（8月）、四丁目遠足（11月）

IV. 文化活動

- ① 荏田西ふるさとまつり（8月）
- ② 餅つき大会への協力（1月）

V. 防犯活動

- ① 防犯パトロール（毎月数回）
- ② 学援隊に参加（学童登下校時）
- ③ 防犯灯の整備（毎月点検）、迷惑駐車防止（随時）

VI. 環境対策

- ① ごみ分別の徹底を通じて「ごみの減少」、「ごみの資源化」を推進（随時）
- ② 資源回収推進と奨励金の還元
- ③ 公園愛護会活動を通じて、公園内に「花壇」を充実
- ④ 地域美化として、公園愛護会（4回/年）、四丁目清掃（4回/年）
- ⑤ ごみ集積場所の環境改善（随時）

VII. 福祉厚生

- ① 敬老祝い（9月）、小学校入学祝い（3月）
- ② 福祉募金事業への協力（随時）
- ③ 仮称：シニアクラブの設立準備

VIII. 広報

- ① 県、市、議会の広報誌配布（毎月）
- ② 荏田西小学校、市ヶ尾中学校および各種機関・団体の情報、広報誌回覧（毎月）
- ③ 各種行事ポスター等の掲示、回覧（随時）

以上

備品は公園内の倉庫(平成 19 年 4 月更新)に保管。倉庫は各部で使用することも多く、鍵は会長、副会長、防災対策部、防犯交通部、環境衛生部、スポーツ活動部、文化活動部が保持しています。

定期的に備品の有効性確認、不用品の廃棄、必要品の補充が必要です。

目的	品名	数量	入手	品名	数量	入手			
発電 照明	発電機 EU91	1	H16	投光器(ハロゲン三脚式、 500W)(2個入り)	1	H16			
	コードリール	1	H16						
	ガソリン携行缶	1							
救助	バール 900mm	1		救急箱(アルミ箱 2、木箱 1)	3				
	ハンマー 4.5Kg	1		木箱は更新済					
	カケヤ 150mm	1		運搬車	1		H15		
	ロープ 9mm×100M	2		4つ折式担架	1		H15		
	スコップ	大 3		ホウキ	大 1				
	〃	小 1		〃	小 7				
	ハシゴ兼脚立	1		ヘルメット	1 0				
	刈込鉄	1							
情報 連絡	ラジオカセット	1		メガホン(5W、小、軽量)	1	H18			
	ラジオ(小)	3							
避難	アルミ毛布	8		水 500ml	24×8				
	〃	4 5		H31					
	ポリタンク 20L	5		H20			テント(2K×3K)、支柱	1	
	折りたたみ式水バック 5L	1 0		H20			テーブル	3	
	防災簡易トイレパック(12枚入り) H30 まで	3 8					折りたたみ椅子	1	
	トイレパック	8 4					〃	4	H31
	軍手	7 3					かまどセット(5升)	1	
	防塵簡易マスク(50入り)	2 0		H21			バーベキューセット(網、鉄板付)	2	
	ごみ袋(45L×50枚)	4					カセットコンロ	2	H 8
	ごみネット	1					非常食		
	ブルーシート(大)	7					炊き出しセット 50食	1	H31
	トイレ用テント(H24)	1					(期限 2024.07)		
	懐中電灯(単1×4)	7					ライトツナフレーク	4 8	H29
	マグライト	3					やきとりたれ味	4 8	H29
	使い捨てカイロ						缶詰(期限 2020.10)		
	ローソク、ライター						電池		
	サニタリクリーン(10枚セット)	1 2					単 4	1 3	
							単 3		
							単 2	6	
			単 1	4					

これらの備品の他、倉庫には清掃用具、工具、文具、コーン、まつり用等用品、大鍋(1)、七輪(1)、等が置かれています。

## 令和 2 年度 荏田西四丁目自治会 役員担当

令和 2 年 4 月 4 日

担当部門	氏名	備考
会長	山根 一男	
副会長	大平 美千代	総務部、広報部
副会長	重田 一夫	拠点防災委員、防犯・防災対策部
副会長	木下 賢一	スポーツ・福利厚生部
副会長	高橋 美希	環境衛生部
副会長	大木 哲男	ふるさと祭実行委、文化活動部
副会長	中村 文子	社協常務理事
顧問	宮坂 邦夫	連合自治会副会長
顧問	手塚 孝	防犯カメラ
会計	西島 靖子	
会計	守屋 恵子	
会計監査	若佐 美帆子	
担当部門	人数	氏名 (班) (太字: 部長)
総務部	2	君塚 (8)、篠部 (8)
広報部	2	大平 (2)、大嶋 (リベール荏田西)
防犯・防災対策部	4	福野 (2)、小野 (4A) 吉原 (4B)、谷口 (10)
スポーツ・福利厚生部	5	金子 (1A)、森下 (1B)、神本 (7)、 松裏 (7)、小坂 (ビューハイツ)
文化活動部	6	大久保 (3)、児嶋 (3)、 中村 (5)、清水 (5)、 大島 (ドレッセ)、洞澤 (ドレッセ)
環境衛生部	3	高橋 (9)、尾崎 (パークサイドハウス)、 金本 (パークサイドハウス市ヶ尾)

## 参考 [四丁目からの各種委員]

民生委員・児童委員	2名	瀧 志穂子	任期 3 年 (R1.12.1~R4.11.30)
		小島 久	〃 (R1.12.1~R4.11.30)
保健活動推進員	1	手塚 静江	任期 2 年 (H31.4.1~R3.3.31)
環境事業推進委員	1	高橋 美希	任期 2 年 (R2.4.1~R3.3.31)
スポーツ指導委員	1	—	任期 2 年 (H31.4.1~R3.3.31)
青少年指導員	1	—	任期 2 年 (H31.4.1~R3.3.31)
明るい選挙推進員	1	伊藤 元清	任期 2 年 (H31.4.1~R3.3.31)

## 荇田西四丁目自治会 個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この取扱規程は、荇田西四丁目自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

### (周知)

第3条 本会は、この取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとします。

### (管理責任者)

第4条 本会における個人情報の管理責任者は、会長とします。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、総務部担当副会長、総務部長、各班の班長および副班長とします。

ただし、班長および副班長は担当する班に属する会員の個人情報に限り取り扱うことができるものとします。

### (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理責任者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

### (個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「荇田西四丁目自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配付する荇田西四丁目自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

### (利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び本会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

### (管理)

第9条 個人情報は、会長又は総務部担当副会長が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。



(提供)

第10条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 総務部担当副会長は、個人情報を第三者に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 総務部担当副会長は、第三者（県・市役所・区役所を除く。）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理責任者に対し開示を請求することができます。

2 管理責任者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理責任者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理責任者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理責任者に連絡します。この場合において管理責任者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、総務部担当副会長とします。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、役員会の決議により決定します。

(附則)

この取扱規程は、令和元年 7月 7日から施行します。

## 地域防犯カメラ運用基準

### 1 目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、荏田西四丁目自治会（以下、当自治会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

### 2 定義

(1) 地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

(2) 画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

### 3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

(1) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

(2) モニター等を利用して常時監視を行うこと。

### 4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「荏田西四丁目自治会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

(1) 管理運用委員会は、当自治会の正副会長を含む委員 4 名で構成する。

(2) 委員の中から、委員長、副委員長、各 1 名を選任し、委員長は、当自治会会長が担うものとする。

(3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

(4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

### 5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

### 6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

### 7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は 7 日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SDカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

## 8 目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。  
また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

## 9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。  
ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむをえないと認められるとき。
- (4) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。

## 10 画像データ等の閲覧

「9」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

- (1) 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。
- (2) 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

## 11 画像データ等の持ち出し

「9」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。

## 12 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

## 13 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

## 14 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

## 附 則

- 1 この運用基準は2019年12月1日から施行する。

## <沿革>

- 2019年5月5日 決定
- 2019年6月2日 改正
- 2020年3月2日 改正